

東京電力福島第一原発の周辺に所在する 事業主の皆様へ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金
についての特例の一部が延長されました。

東日本大震災の発生に伴う特例のうち、東京電力福島第一原発の警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域に所在する(所在していた)事業主については、次の特例期間を延長されました。

- ① 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が可能となる特例
- ② 震災後1ヶ月の生産量などがその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業主を対象とする特例

平成23年6月16日まで

→ 平成23年7月21日まで

※「屋内退避指示」が解除された地域に所在する(所在していた)事業主も対象となります。

※「震災後1ヶ月」の期間は事業主により異なります。

※詳しくはお近くのハローワークでお尋ね下さい。

